

議案第 6 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(6) 児童虐待の防止等に関すること。

第6条第1項の表第2部会の項中「及び第3部会」を「、第3部会及び第4部会」に改め、同表に次のように加える。

第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
------	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童虐待の防止等に関する法律の一部改正に伴い、児童虐待の防止等に関することを児童福祉審議会の所掌事務とすること等のため、この条例を制定するものである。